表 9 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

	区域	音 量
Γ	第1種区域	40デシベル
	第2種区域	45デシベル
	第3種区域	5 0 デシベル
	第4種区域	5 5 デシベル

- (注)飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。対象となる営業
 - 1 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業
 - 2 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業
 - 3 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前2号の規定に該当するものを除く。)